

議第128号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例の制定について

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 9月15日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例  
京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。  
第2条第3号中「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成21年10月30日から施行する。

提案理由

消防法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。